

## 藤島発生土置き場

約5～7万m<sup>3</sup>



**要対策土**を盛土する計画  
(自然由来の重金属を含むもので、  
土石基準に適合しない)

静岡県盛土環境条例では、

**「土石基準に適合しない土石を用いて盛土を行ってはならない。」**

ただし、生活環境保全措置として、知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土等は、この限りではない。

知事が適切と認める基準の一つが「盛土が当該事業の区域において行われるものでなければならない（同一事業性）。」

「土石基準」…盛土に用いられる土石が**土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準のこと。**

この基準は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境上の条件に関する基準に準じて盛土環境条例の規則で定められている。

## 【静岡県の見解】

- ・静岡県は国土交通省に照会し、国土交通省の回答結果を踏まえ、2025年8月、「知事が適切と認める基準」の「**②同一事業性**」に該当すると確認された。
- ・「**①**講ずるべき生活環境保全措置」については、引き続き議論が必要としている。

## 【静岡市の今後の予定】

- ・藤島発生土置き場における盛土についての県盛土環境条例の解釈については、解釈権のない静岡市は論ずる立場にない。
- ・藤島発生土置き場に盛土する場合は、静岡市が盛土規制法に基づく許可の判断を行うこととなる。この際、「盛土が環境に与える影響」については、盛土規制法に規制はない。要対策土の環境への影響については、環境影響評価として判断する。

# (参考) 基準不適合土石の盛土等に必要な「知事が適切と認める基準」

## 静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例（盛土環境条例）

第8条 何人も土砂基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない。ただし、次に掲げる盛土等についてはこの限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可、同法第9条第1項に規定する変更の許可若しくは同法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う盛土等又は同法第15条第1項の許可若しくは同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う盛土等
- (2) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の許可又は同法第23条第1項に規定する変更の許可に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う盛土等
- (3) 生活環境の保全上の支障を防止するための措置として知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土

(第8条第1項第3号に規定する生活環境の保全上の支障を防止するための措置の確認に関し必要な事項を定めるもの)

## 基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱

### 第4 知事が適切と認める基準

#### ①講ずるべき生活環境保全措置

1 知事は、基準不適合土石を用いて盛土等を行おうとする者が講ずる生活環境保全措置が次の(1)～(4)までの事項のいずれにも該当する場合には、当該生活環境保全措置を認めるものとする。

- (1) 土壌汚染対策法施行規則第2条に規定する方法若しくは国土交通省マニュアルに定める方法により基準不適合土石の状況を調査したものであること。
- (2) 生活環境保全措置の選定にあたっては、基準に適合しない物質の種類、基準の種類に応じて、周辺地盤及び地下水の状況を考慮し、必要な生活環境保全措置が講じられていること。
- (3) 土壌汚染対策法施行規則別表第8に掲げる実施措置の実施の方法若しくは国土交通省マニュアルに定める方法により、生活環境保全措置が適切に実施されていることを継続的に確認すること。
- (4) 生活環境保全措置を行った後、当該措置を行った土地の区域(以下「生活環境保全措置区域」という。)の管理の継続性が担保されること。

2 基準不適合土石を用いて行おうとする盛土等が、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続において認められた事業の区域において採取された土石のみを用いて当該事業の区域において行われるものでない場合にあっては、1の規定にかかわらず、知事は生活環境保全措置を適切と認めないものとする。

#### ②同一事業性